

茨城県告示第 191 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 4 条第 4 項第 3 号の規定に基づき、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 次の表の(い)欄に掲げる学校において、同表(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による専門職大学の前期課程にあつては修了)した後、それぞれの区分に応じ、同表(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第 749 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目。ただし、同告示第 1 第 1 号及び第 2 号中「40 単位」とあるのは、「30 単位」とする。	1 年
	令和元年国土交通省告示第 750 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目	2 年
防衛省設置法(昭和 29 年法律第 164 号)による防衛大学校、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第 749 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目	0 年
	令和元年国土交通省告示第 749 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目。ただし、同告示第 1 第 1 号及び第 2 号中「40 単位」とあるのは、「30 単位」とする。	1 年
	令和元年国土交通省告示第 750 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目	2 年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第 750 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目。ただし、同告示第 1 第 1 号及び第 2 号中「20 単位」とあるのは、「15 単位」とする。	3 年

(注) (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)又は専門職大学設置基準(平成 29 年文部科学省令第 33 号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和 50 年文部省令第 21 号)又は専門職短期大学設置基準(平成 29 年文部科学省令第 34 号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和 36 年文部省令第 23 号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつて

は短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成 11 年文部省告示第 58 号)の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校	2 年	令和元年国土交通省告示第 749 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目	0 年
		令和元年国土交通省告示第 749 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目。ただし、同告示第 1 第 1 号及び第 2 号中「40 単位」とあるのは、「30 単位」とする。	1 年
	1 年	令和元年国土交通省告示第 750 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目	2 年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2 年	令和元年国土交通省告示第 750 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目。ただし、同告示第 1 第 1 号及び第 2 号中「20 単位」とあるのは、「15 単位」とする。	3 年
	1 年	令和元年国土交通省告示第 750 号の第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する科目。ただし、同告示第 1 第 1 号及び第 2 号中「20 単位」とあるのは、「10 単位」とする。	4 年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和 51 年文部省令第 2 号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げ

る科目を修めて卒業した後，それぞれの区分に応じ，同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等教育学校令による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし，同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは，「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし，同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは，「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし，同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは，「10単位」とする。	4年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は，専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「平成18年改正法施行日」という。）前に平成10年茨城県告示第232号第1号から第9号まで（以下この号において「平成10年告示第1号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し，建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ平成10年告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で，平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの

課程に応じてそれぞれ平成 10 年告示第 1 号等に定める年数以上有することとなるもの

- 6 平成 18 年改正法施行日前から引き続き平成 10 年茨城県告示第 232 号第 1 号から第 3 号及び第 7 号（以下この号において「平成 10 年告示第 1 号等」という。）に掲げる課程に存学する者で、平成 18 年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ平成 10 年告示第 1 号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第 4 条第 4 項第 1 号及び第 2 号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者